

戦後全国にわたる急速な都市化の波を背景に、とくに首都東京に隣接し、美しい自然と豊かな文化財を包蔵する神奈川県下では、産業、交通、宅地、観光などの開発によるそれらの破壊の様相がとくべつ目立ち、各方面でようやく重大視されるようになった。

一方、心ある県民は、すてにはやく、十数年前より、それぞれの住む地域におけるこの破壊の様相と対決して、その処理のため根づよく市民運動を展開してきた。しかも、自然や文化財の保護に関する法律の不備、行政制度の欠陥などのため、これらの市民運動は、いずれも予想いじょうに多くの困難に遭いながら、それに屈せず、今日にいたっている（連盟結成まで）

自然を愛し歴史を尚ぶことは、人間本然の欲求であり、したがって健全な社会存立の基本的要件である。この自覚のうえにたって、われわれはそれぞれの地域において純粹な市民運動を興し、この憂うべき荒廃とたたかってきたが、けっきょく頼るものは世論の力であり、そのためには、県内各地域の運動のつよい結束以外にないことを痛感するにいたった（趣意書）

数回の協議を重ねた結果、この連盟の目的とする「自然保護」とは「文化財、史蹟、風致、景観、環境等の保護、保全及び利用等を含むものとする」とされた。いまだエコロジーの視角は登場していないが、多数の住民運動団体がおのの目的を達するために連携する必要があることがうした「自然保護」の新しい考え方を生んだのである。

明けて一九六九年一月十五日に鎌倉市鎌倉彫会館で、約百七十名参加のもとに「神奈川県自然保護連盟」が発足した。すでに目的を達した「称名寺を守る会」が脱け、新たに「静かな平作を守る会」が加わり、会長に関屋梯蔵、事務局長に原実が就任した。それが県域における住民運動団体の初の組織的連携の第一歩であった。そして、この年の事態の展開は、参加団体の社会的姿勢をより鮮明に打ち出させることになる。

乱開発の進行 と地域自治

一九六九（昭和四十四）年に政府が発表した「新全国総合開発計画」は首都東京の集積機能を一段と強化することをめざしており、それが県下への開発圧力となった。すでに丹沢ホームの中村芳男は連盟の発足時に、「騒音と空気の汚濁、物質文明の極端な発達による人間生活の涸渇から来る、實際的、精神的破滅をやっと防いでくれる自然

が、南関東二千万人の人口の背後でどうやら見出されると云うのはせいぜいこの丹沢地方だけになったと云はざるを得ない様
なとき、徒らに従来のな観光開発に墮することのない様、大きな期待と、きびしい関心の中に耳目をそばだてている」(『鎌
倉市民』百七号)と県計画を危ぶむ意見を述べていた。事実、『神奈川県第三次総合計画改訂版』(一九六九年)は一日最大五万人
に増大しつつある観光レクリエーション人口をさばくために、丹沢ロープウェイ(民営)などの施設整備計画を打ち出して
いた。また箱根地区についても「将来急増する自動車利用観光客に対する受入態勢」が不可欠として道路網強化を述べていた。

自然保護を前面にたてながら、なお観光需要に積極的に応えていこうとする県当局の姿勢は、心ある人びとに破局的な事態を
予測させるものであった。ちなみに、一九六九年の箱根町民文化祭で「箱根を守る会」は芦の湖が沿岸の施設からの廃水で著
しく汚染していることを警告している。それは、膨大な費用を投じて下水道を整備するか、観光客を制限しなければ、湖の観
光価値そのものが失われることを示していたのであった。こうした事態に対して、地域社会の将来を選びとらねばならない
のは町民そのものであった。いまや住民と市町村自治体が、開発の帰結としての自然破壊に直面する時期にさしかかって
いた。

この意味で、「新都市計画法」(一九六八年)に基づく市街化調整区域の設定が、秩序ある市街化をすすめ乱開発を防止するも
のと期待されていた。ひろく「緑地」と総称されるようになった農地・山林の宅地化を十年間凍結するという措置が、営農意
欲を支えたと考えられたのである。しかし一九六九年七月の総合計画で、約四〇割であった市街化予想区域は、市町村との調
整、および一九七〇年一月からはじまった各地の公聴会でみるみる増大し、五月の確定案では五〇割をこえてしまった。そし
てこの予想を上回る市街化区域へのかけ込みで、農地面積の半分が開発の対象になってしまったのである。とくに鎌倉では市
街化区域が六七割にふくれあがり、風致地区の多くがくり入れられてしまう結果を生んだ。この「線引き」の失敗は宅造資本

のだぶつきも一因であるが、行政の緑地保全への熱意と指導力の弱さによるところが大きかった。一方、行政指導を活用する都市づくりをすすめていた横浜市では、緑地保全に取り組み、港北ニュータウン中に都市農業を育成するプラン、円海山（金沢区）周辺百ヘクタールの特別保全区指定、市中心部の「緑の軸線づくり」などを事業化していた。そして、建設省の基準では「調整地区域なし」となるところを、「穴あけ」なども工夫して、調整区域二五割を残すことに成功した。横浜市の都市計画の側からの行政指導による開発抑制がそれなりの自然保護の成果をもたらしたことは、市町村自治体の指導のあり方を大きくクローズアップした。そこに生命界を脅かす公害問題が折重なり、県下各市町村は自然の保全へと急転回をとげていくことになる。その大きな力になったのが自然生態系の思想であった。

公害・環境破壊 と「自然を返せ」

一九六〇年代の終わりごろから、工場地帯に近い海でつれるハゼの中にグロテスクに変形し、釣り上げらるるとすぐ死んでしまうものがまじるようになった。鎌倉の大仏もどす黒く変色していた。大気汚染や水質汚濁が原因となって人間が公害病におかされるなら、生き物や物体に変調が生じても不思議はない。こうして工業化、都市化をおしすすめる社会を映し出す鏡として生き物たちの世界に関心が集まっていた。「相模湾を守ろう」のスローガンですめられてきた新湘南港建設反対運動の最後の切り札となったのは、一九六九年八月に江の島水族館が刊行した小冊子『相模湾とそこに生息する生物について』であったといわれる。そこでは、同湾がサガミガメほか四十二種の学術的に貴重な生物を包蔵していることが述べられていたにすぎない。だが、相模湾の生物相についての認識の広がりや環境保全運動を活発にした。鎌倉・逗子にも広がった国会請願は三万五千に達し、十月には自然保護連盟が「工業化によって起る自然破壊と公害発生が人間性そのものをいかに荒廃に導きつつあるか」を警告する請願文を県会に提出する。これらの声に押されて、一九七〇年二月に津田知事は新湘南港建設断念を声明するに至った。しかし、新たな環境破壊事業をくいとめえたとはいえ、工場廃水、

都市下水、廃油で汚れた海そのものが海中生物たちを脅かしていることにかわりはなかった。そこへ一九七〇年の春から夏にかけて、海上保安庁の大きかりな公害追放パトロールが有害物質排出工場や油の違法投棄の摘発をくりひろげる。こうして回復されるべき自然のイメージが人びとの心によみがえっていくなかで、また全国的に環境保全運動の波が急激に動きはじめた。

その前年にアメリカで催された「地球の日」をきっかけに、「かけがえなき地球」を守る運動の波が全世界に広がりつつあった。日本でも五月十七日に東京で「日本自然保護協会」「日本野鳥の会」主催の集会が開かれ、「自然破壊はわれわれの『生きる』ギリギリの権利までも否定しようとしています。……嘆いているときは過ぎました。いま立ち上るときです」とのアピールが行われた。そして七月には全国各地で「自然を返せ」の運動がまさおこったのである。そして県下で長年にわたって植物生態系の重要性を訴えてきた宮協昭（横浜国立大学助教）は「公害日本」を診断する」（『神奈川新聞』昭和四十五年九月六日付）と題した特集のなかで「自然破壊きびしく糾弾——取り戻せ 生物社会のバランス」と発言し、植生団の作成が急務であると報道した。たしかに、植物ばかりでなく、生物としての人間が食餌の連鎖、呼吸等を通じて自然循環系に参加する一員にすぎない、というエコロジイの考えは、工業文明の優位を一挙に逆転させるものであった。このエコロジイの考え方が自然保護の中核となって人びとに急速に浸透していくにつれ、公害の見方も大きく変化して、企業者が排出物を自己処理することは自然の義務であると考えられるようになる。こうして星空がまったく見られなくなった京浜地帯で五月に起こった反公害運動は「青空を取り戻す」という積極的目標を掲げた。この夏を境に、県下の住民運動は開発阻止・自然回復で大きくまとまっていった。八月二十三日に行われた鎌倉市長選挙では、おのずと「開発か・自然か」が争点となり、「緑を守る」を公約した正木千冬が大きな支持を受けて当選した。その行政姿勢は限られた手段を駆使して開発の抑制をはかることであったが、「わたくしは、



緑をおいやる横浜市内の宅地造成（1974年ごろ）
『あすの神奈川—新総合計画のあらまし』から

シ林の保存運動をはじめた。そして、県の天然記念物指定を引き出し、材木の値にして五十万円にしかならない林を九億円をかけて公園化することに成功した。また箱根では、小田原の土地所有者が自然保護のために、大平台北畑の約一万四千平方メートルを箱根町に寄付するのを行ってゐる。県下はいまや、個人の利害や行政の枠をこえて、環境保全の渦にまきこまれようとしていた。こうした気運の中で、十月からより強力な全国的な風致保存運動に取り組んでいた鎌倉の市民運動も、古都という枠を捨てて「歴史的風土」一般の保全へと飛躍をとげていった。十二月六日に結成された「全国歴史的風土保存連盟」の名称が

緑を守る世論喚起の先頭に立つ決意です」という第一声こそ住民の求めるものだった。住民たちは、行政や公共性の枠にとらわれず、自然や文化の保存を要求する行動をとりはじめる。また、小田原市では、国指定の城跡の保護が問題になり、市庁舎を城址公園内現地改築に文化庁が難色を示していた。住民たちは十二月に「西湘の緑を守る会」を結成して反対運動をはじめ、文化庁の不許可にもちこんでいる。同じ十一月に川崎市では、市営供給公社の用地となった東高根遺跡とシラカ

示しているように、県下の自然保護運動はその苦悩の深みを生かして、地域に限られた運動から普遍的な運動へ自らを展開しはじめたのであった。

三 自然と人間の共生する地域社会へ

自然への憧れと 公害発に心をゆすぶられた一九七〇年が終わると、人びとの心は熾烈な自然への憧憬どうげいに充たされていた。 荒廃する都市 太陽の光のかけがえなさが身にしみるとともに、再開発のビルラッシュがすすむ大都市地域では日照権の

紛争が爆発した。川崎市や横浜市の日照相談室を訪れる人はひきもきらず、隣家が二階建てにすれば負けじと改築がはじまった。だが都市生活をとりまく環境の悪さを意識すればするほど、人びとがまず求めたのは自然へ還ることであった。そう気がついた時、都市生活の周辺からは昆虫と動物たちが去り、なれ親しんだ草花も見あたらなくなっていた。こうして、丹沢・箱根など残された自然への人びとの流れは一層激しくなった。なによりも整えられた観光ルートがそうした自然に安易に接近することを可能にしていたからである。だがすでに県下における自然保護の運動は、安易に行楽客を受け入れることを拒んで、自然生態系を保存する方向に転じていた。

第3章 「工業化」以後

一九七一年（昭和四十六）年六月十三日に、丹沢自然保護協会の呼びかけに応じて、全国各地の自然保護団体が、札掛の「丹沢ホーム」に集まり「全国自然保護連合」を結成した。この年の初頭からはじまった「自然保護憲章づくり」にあきたらない人びとから、実践的な全国連合をつくろう、という気運ができたといわれる。そして、結成された連合は理事長に中村芳男を選び、次の基本方針を確認した。「一 国有林をふくめた森林伐の防止、二 改修、埋め立ての名目、工場汚水で河川、

海岸の自然が破壊されているが、「自然を返せ」の運動で取りやめるよう働きかける、三 野生生物の狩猟も、自然保護の敵だから、禁猟を前提に、猟区の設定をするよう狩猟法の改正を訴える、など」（『神奈川新聞』昭和四十六年六月十四日付）。そして同連合は丹沢ホームに事務局をおいて、石鎚スカイライン、大雪山縦貫道路の建設阻止行動など新たな自然保護運動を展開したのであった。

官制の自然保護から脱却した運動のあり方について中村は「自然保護と云う仕事は大衆運動でなければならぬ」（『鎌倉市民』百四十二号）といい切っている。そして大衆を信頼するところから運動をはじめた。丹沢を「便利」にする、ロープウェイ計画の撤回や県道養毛・ヤビツ線の舗装中止が運動の成果として次つぎに決まっていた。

一方、都市には公害による汚染、ゴミ・廃棄物が充満していた。横山隆一は、ひと気なくゴミに埋まった鎌倉の海岸に立つてこうつぶやく。

由比ヶ浜は昔はきれいな海岸だった。くつでは歩けなかった。砂がやわらかで、くつの中に砂がはいった。投網で磯魚を沢山捕った事もあった。地引網を手伝ってやると、小鯛を沢山くれた。今は土俵のようにかたくなった砂の上に立って目をとじると、当時のすがたがよみがえる。子供達の人気者で、かずをちゃんと呼ぶ愛すべき奇人が、さくさくと、砂をけたてて、大股に歩いてくるのが目に浮ぶ。あのきれいな海岸を、もう一度、今のの人に見せたいと思う（『鎌倉市民』百四十四号）。

沖から押しよせる油が砂を固めてしまった海岸に人びとは寄りつかなくなり、ひと気のない海岸にゴミが置きざりにされたのである。大量消費社会のつくり出す悪循環が都市をますます住みにくくしつづつあった。この悪循環を断つためには、汚染物質や廃棄物の処理体制を整えるだけでなく、あえて都市の内部に快適さをこえて自然を再創造していくほかなかった。この困難な自然の再創造に都市の再生をかけて取り組もうとしたのが、公害と宅地開発に緑を根こそぎにされた川崎の住民たちであ



汚れた由比ヶ浜

『鎌倉市民』144号横山隆一画

った。

都市内部に自然を創造する

かつて武蔵野のどこまでも広がる雑木林に覆われていた川崎市の北部丘陵地帯は、とどめを

しらない住宅開発で、わずかな緑を残すまでに変貌していた。一九七二（昭和四十七）

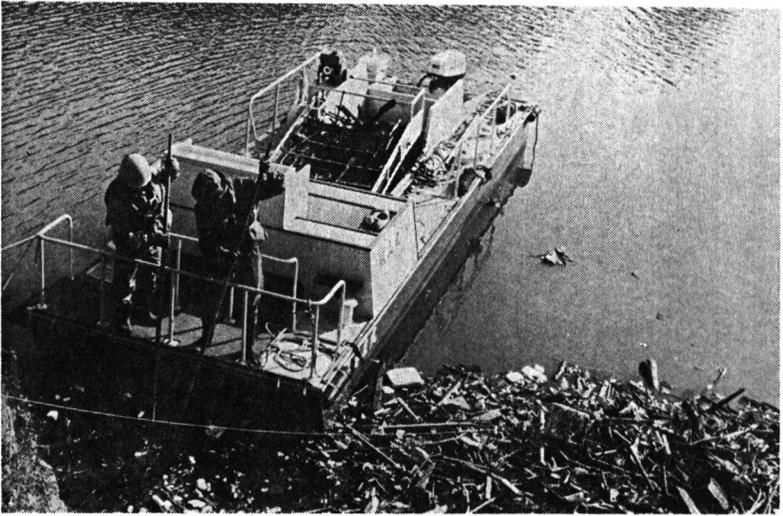
年に高津図書館郷土史研究部が『埋蔵文化財地図』を片手に保存状況を調べたところ、保存されていたのは二十八か所のうち二つで、いずれ残りも破壊されるであろう、という惨たんたる状態であった。そのわずかに残された緑を奪って高津区菅生すがせいに大規模な流通センター建設が計画されていた。しかし、その事業が用地買収に入ろうとする一九七〇年の春に、附近住民の間から「川崎北部の残り少ない自然の緑を守り、新たな自動車公害をつくるな」という

反対運動がはじまる。住民たちは予定地を日曜日ごとに歩いて、自然そのものへの知識を深めていった。そして、一九七一年十二月に周辺十二の自治会が「川崎北部の緑と生活環境を守る連絡協議会」を結成し、約七千五百の署名を添えて市議会に反対請願を行った。この運動は横浜市の美しが丘地区にも広がる。しかし市当局がすでに着工準備にかかっていたために、単なる反対だけでは事態の打開は困難であった。そこで住民たちは、運動を全市に拡大して全市的な都市ビジョンの樹立によって「流通センター」を消滅させる方向に転じていった。

一九七二年四月十六日に、北部の環境保全グループと南部の公害反対グループ十八が「川崎環境保全市民会議」（会長山室静）を結成し、ただちに、北部の大規模開発、南部臨海地区の大規模公害発生源を二つながらにコントロールする都市ビジョンを条例化する作業をはじめた。この「川崎市を樹木の緑で覆い、環境をよみがえらせる都市づくりをすすめるための条例」案は、市域の約九〇％が宅地と化し、樹木の生育さえ困難な工場地帯を覆った川崎を「わがふるさと川崎は、いま恐ろしいまでに病んでいる」（前文）と診断する。そして市民自身が「森のなかの住宅地、林につつまれた商工業地であり、自然の管理者として都市農業をよみがえらせ、人間都市を創出する」ことができるよう、都市が私権を制限し、工場の移転跡地の「緑地空間復元計画」および残された緑地の「永久緑地空間指定」を市民参加ですすめることをめざしていた。この緑地の保全・創造をめざす条例は超法規的内容を含んでいるために「緑の憲法」と通称された。そして、十万人を目標にしてすすめられた直接請求運動は、予想外の熱い反響に支えられて十二万四千名に達し、七月五日に市議会にもちこまれた。結果的に、この条例は農業団体の反対で不成立となったが、予想外の運動の高まりを裏から支えたのは、コンクリートの電柱がポロポロになるほどの大気汚染、魚が姿を消し中性洗剤のアワが浮んだ多摩川、おばけハゼが次つきにかかる海、という川崎市の現実への危機感であった。こうした都市を内部から再創造する市民の主体的行動の支えは「生き方を変えること」であり、自然生態系にかなった住

民生活「わが町」をつくり出すことでなければならなかった。県西部に端を発した自然保護運動の波は、残すべき自然を喪失し、回復が困難な川崎市で最も純粋な形をとったのである。なお、この運動の発端をなした「流通センター」がやがて凍結・立消えの途をたどったことをつけ加えておくべきであろう。

住民たちの間から「生き方を変えること」への呼びかけと行動が生まれざるをえないほど、県下の開発はすすみ、依然として圧力は持続していた。その開発鎮静を促進するために県は一九七一年三月に「良好な環境の確保に関する基本条例」を制定している。一方で公害・環境破壊を防止し、他方で自然環境の保全・回復を動的に実現しようとする県当局の姿勢は、相模湾の埋立不許可、農地のゴルフ場転用不許可声明などに具体化された。そして、県下のあらゆる地域で住民たちの開発阻止、自然・文化財保護の行動がいきいきと動き回った。川崎では市当局が一九七二年八月に六十七工場と緑化協定をむすび、住民たちは菅・稗原線用地の学校用地への転用運動、生田緑地ゴルフ場の公園化運動などをすすめている。横浜では、市当局が一九七一年五月に「緑政局」を設置し、地主と契約して山林を開放する「市民の森」の新機軸を打ち出した。横須賀では、自然保護団体による台場跡を含む千代ヶ崎地区保全、ハマユウ自生地の埋立反対運動が成果をおさめ、衣笠・大楠山周辺の開発が、行政の手でくいとめられた。鎌倉市では、行政の都市計画審議会の改組、文化財総合調査にに応じて、市民運動・住民運動の活動がめだった。相模原では、縄文中期の土器で名高い勝坂遺跡が住民の活躍で守られ、わらぶき屋根を見直す施策がとられている。さらに、藤沢市では、引地川の浄化が着実にすすみつつあった。こうした事例をあげればきりががない。一九七二年から七三年にかけて開発自製の空気が急激に醸成され、保護された自然・文化財は数知れない。遺跡の数は十年前の千八百から五千八百八十八に激増していった。ひとりひとりの住民すべてが自然保護運動の主役であった、といってもよいであろう。しかし、自然破壊への非難の声が絶頂に達した一九七三年に、県当局が事業認可を行った横浜市最後の自然海岸金沢の埋立ては、それが



台風後の津久井湖の清掃

『県政写真ニュース』391号から

計画的な開発であるか否か、をめぐって複雑な波紋を呼んだ。事の当否が明らかになるには、長い年月を要するであろう。ともかく、時代は、乱開発から自然を守ることを基礎に、地域社会の再生をはかる方向に転じはじめたのである。

高度成長下の都市化のつけ

しかし、このころから高度成長下の無規制な都市化のつけが累積的な弊害を生み、容易に克服し難い自然破壊の新たな原因として浮上してきた。なかでも、緑や生命を豊かにはぐくんでくれる水に危機が生じてきたことは、全国的に水系が新たなよりどころと見直されるなかで、神奈川県自然に対する負債を浮き彫りにするものであった。

そのひとつは莫大な都市下水の問題である。箱根地区では、年間百万人の観光客の残す下水による芦の湖の汚染が心配されていたが、一九七二（昭和四十七）年の調査で汚染を好むバクテリアの生息が確認された。このため終末処理場をもつ公共下水道建設が課題となったが、豊かな町財政をもってしても手にあまる大事業であった。そこで芦の湖に水鳥を呼びもどす運動などとともに、国への働きかけがはじまり、一九七五年から百五十億円をかけた建設事業に着手することが

できた。この湖沼の富栄養化の問題は、相模川の上水源でもおこっていた。相模湖では一九七三年四月ころから日々三百から五百匹のヘラブナが弊死し、岸にうち寄せられる事件がおこった。湖岸の人家から流入する廃水が生物の生息条件を変えてしまったために大量のアオコが繁殖しはじめたのであった。ほどなく湖水は暗緑色一色に姿を変えてしまったが、いまだその対策に手のつけようもなく放置されたままである。また相模川の下流をはじめとする県内いくつかの流域下水道建設事業についても、放流海域の汚染が心配されている。藤沢市では一九七四年から流域下水道見直し運動がはじまり、自治体ごと地域住民ごとの処理体制が検討されはじめた(中西準子『下水道と都市の再生』)。かつて山林、海域への投棄で自然の浄化にゆだねられていた生活排出物をいかにして処理するかも、残された問題のひとつである。

この下水問題に対応して、ふくれ上がった上水使用量をいかに節減するかも問題となる。横浜の日本郵船ビルが天水を活用しているように、トイレなどにも上水を供給することの危険性がかねてから指摘されてきていた。しかし現実に行進したのは地下水汚染による井戸から水道への転換など、累積的な上水需要の増大であった。こうして一九七一年に、貯水量二億トンの宮ヶ瀬ダム建設計画がスタートした。地点は、愛川町の上流域、中津川溪谷として人びとに親しまれてきた山間部であり、その自然美の喪失を惜しむ人も少なくはない。また一九七二年七月に県西を見舞った集中豪雨は、まほろば箒沢地区を襲い、治山・治水技術の不備を提起した。そして、一九六〇年ごろから水害常襲地帯と化した柏尾川や鶴見川の中流域ではくり返し出水が見られている。稲田堤や柏尾川の桜など、かつて人びとの憩い場であった堤も河川改修によって消えてきている。緑の回復から水系の回復へ環境保全の焦点が移るにつれて、あらためて、著しく進んだ県下の都市化が重い負担となってきているのである。

自然回復への関 いはじまり

十年の間に二百万人も増加した人口が示しているように、都市化の著しく進んだ県域は農漁業の衰退をはじめとして、自然と人間の結びつきを稀薄にしてしまった。公害におかされた危機的状況が鋭く意識され

た時、はじめて人びとは汚れた川に戯れる魚群や路傍の雑草をあかず眺めたのであった。そして、自然環境保全地域の設定など残された緑を守る措置がすすめられる一方で、農家と消費者を直結する運動など住民たちによる自然回復の行動も静かに広がっていった。

その数えきれない自然とともに生き直そうとする地域住民の営みの一例として、一九七三（昭和四十八）年十二月に箱根町湯本の温泉場で働く人びとはじめた「川を守る会」がある（以下『住民活動』二八号）。有志たちが「川を汚すのが人間ならば、よみがえらすのも人間だ」と厳冬の早川の定期清掃、植栽、洗剤追放などをはじめ、その二年後にカワニナの採取から始まってホテルの里をつくり出すのに成功したのであった。その一会員は「それは忘れもしない昭和五〇年六月十日のことであった。わさび沢ホテルセンターは、文字通り巨大なホテル籠となり万余のホテルが乱舞していた。それを目撃した時のあの感動は、未だ忘れることができない。仲間たちから一せいに『ワー』という声が起こり、涙を流し手を取りあって成功を喜びあったのである。明滅する淡い光には、人間の生命の原点を見る思いがし、心の中にほのぼのとした灯し火がともり、自然と人間の関係がいかに大切かを実感した次第である」と記している。

それは、都市化に埋もれた自然の回復もたらした人間再発見のドラマの一コマであった。コンクリートに覆われ尽した市街地を取り上げるまでもなく、工業化・都市化が進行した社会の内側から自然を育て直すことは容易なことではない。しかし高度成長期の終焉しゆうえんとともに県民が歩みはじめたのは、残された稀少な自然をこれ以上失わず、自然と人間の共生する地域社会を回復していくみちにほかならなかったのである。

第五節 住民運動の現段階

一 消費者運動の発生と背景

消費者被害とは、商品・サービスの購入と消費の過程で、消費者が被るさまざまな被害のことである。消費者問題の背景

このような被害が、いわゆる社会問題（消費者問題）として、大量かつ恒常的に発生してくるのは、一九六〇（昭和三十五）年以降の高度成長期からである。すなわち、高度成長下で、技術革新による大量生産と、マスメディアを利用した大量販売の体制を確立した産業界は、国民の生活水準の上昇とあいまって「消費革命」を推進した。こうして、六〇年代には、家電製品を中心とする耐久消費財をはじめ、衣食住にわたる各種の新製品が市場に氾濫し、いわゆる「高度大衆消費社会」が出現した。

しかし、このような社会状況の出現は、同時に消費者問題発生の場合でもあった。商品の価格や品質、表示や契約をめぐって、さまざまな消費者被害が大量に発生し、危険商品、ウソツキ商品、欠陥車、誇大広告などの言葉が紙上に氾濫した。さらに、安全性を無視した新製品の開発と販売は、消費者の健康と生命まで脅かすようになった。そのような事例は枚挙にいとまがない。すでに一九五〇年代において、森永ドライミルク事件（五五年）があり、一九六〇年代には、ニセ牛肉缶詰事件（六〇年）、サリドマイド事件（六二年）、アンブル風邪薬ショック死事件（六五年）、カネミ油症事件（六八年）、欠陥車問題（六九年）がおこっており、つづいて一九七〇年代には、スモン病（七〇年）、果汁飲料表示問題（七一年）、PCB問題（七二年）、石油た

第12表 テスト品苦情の実施に
至るに苦情相談の件
数

年 度	苦情相談件数
1969	444
70	1002
71	1520
72	2371
73	4222
74	3770
75	3635
76	3907
77	4246
78	3999
79	4348

県消費生活課『54年度消費生活相談概要』から作成

んぱく（七三年）、ヤミカルテル問題（七四年）、AF2その他の食品添加物問題などが統発している。こうして、消費者被害はますます多発化し、広域化する傾向を帯びている。

ところで、消費者被害はこのような大事件だけではない。消費者の日常の世界では、無数の被害が発生している。第十二表は神奈川県下の八か所の県消費生活センターで受け付けた、最近数年間の商品及びサービスに関する苦情相談の統計であるが、一九七三（昭和四十八）年度以降は四千件前後にふえている。しかもこの数は被害者によって届出のあったものであり、意識されない被害や泣きねいりのものを合わせると、この統計数字は氷山の一角に過ぎず、おびただしい数に上るであろう。

また、この苦情相談を第十三表により商品項目別にみると、食料品、住居品、光熱品、被服品、医薬化粧品、教養娯楽、理容衛生など、多くの分野にわたっており、さらに苦情の内容も、安全・衛生、品質・機能、規格、計量・量目、価格・料金、表示・広告・包装、販売方法・契約・サービスなど、消費者の商品・サービスの購入から消費に至る多くの段階に生じている。

一九七五（昭和五十）年に発表された、国民生活審議会消費者保護部会の「消費者被害の救済」という報告によれば、今日の消費者被害の性格が、「大量生産、大量販売に代表される現代の経済社会の構造に根ざしたものである」として、消費者の「構造的被害」として把握することができる」と述べて、「売手と買手との平等を前提とした伝統的な取引による被害（古典的被害という）」と明確に区別しているが、まさしく今日の消費者被害は、資本主義の独占段階が生んだ「構造的被害」ということができよう。そして、このような被害の原因が、大量生産、大量販売体制のもとで、孤立した消費者に対して「隔絶した経

第3章 「工業化」以後

第13表 1979年度項目別・内容別苦情相談件数

項目	内容別該当数		安全・衛生	品質・機能	規格	計量・量目	価格・料金	表示・広告・包装	販売・契約	方架・サービス	クリニグ	その他	計
	受付件数	該当数											
商	食料品	383	183	128	2	9	11	45	89	—	4	471	
	住居品	933	79	381	3	5	48	17	467	23	30	1,053	
	光熱水品	213	4	14	—	11	106	1	77	—	19	232	
	被服品	887	12	257	8	1	17	21	210	398	21	945	
	品	雑品	371	31	62	1	1	10	11	289	—	2	407
化粧品等 薬品その他 の雑品		999	33	159	3	—	24	13	797	6	22	1,057	
	その他の商品	89	—	32	—	—	3	1	60	—	8	104	
役務		409											
生活一般		64											
計		4,348	342	1,033	17	27	219	109	1,989	427	106	4,269	

前掲『概要』から作成

「済力」をもち、商品取引においては決定的な優位に立ち、資本力にものをいわせて広告宣伝や新製品の開発競争にしのぎをけずり、商品の安全性や品質よりも経済的利益と効率を優先する一部の大企業の行動様式にあることは明らかである。

消費者運動の発生と発展 以上のような消費者被害の集積の上に、消費者としての自覚と権利に目覚め、被害の救済と予防を求める消費者運動が発生する。消費者運動は最初、主婦連や地婦連のような中央の婦人団体、あるいは戦前からの伝統をもつ消費生活協同組合のような商品の共同購入を業務とする経済団体が主な担い手であった(第一期)。

ところがその後、前述のような消費者被害の激化にもなつて、自主的な消費者運動団体が組織され、公害や自然保護、都市問題や自治体問題などの諸団体と共に、住民運動の一翼を形成するに至った。それとともに、運動形態も、初期の「賢い消費者づくり」という啓蒙的な活動から、消費者主権を主張する行動的な消費者へと脱皮していった。

このような変化を最もよく示すものが、生活学校の場合である



神奈川県新生活運動推進大会（1965年於逗子市民体育館）

神奈川県新生活運動推進協議会蔵

う。生活学校は一九六四（昭和三十九）年、新生活運動の一環として、行政側の指導と援助によって設立されたものであるが、当初は文字どおり正しい商品知識を身につけた賢い消費者づくりをめざす運動としてスタートした。ところが、そこで育てられた活動家が、行政の保護を離れ、地域における自主的な消費者運動の担い手となっていった。これがいわゆる「草の根グループ」とよばれる集団である。

さらにこの時期には、それまでもっぱら婦人の手で進められていた運動に、日本消費者連盟や日本自動車ユーザー・ユニオンのような専門知識をもった男性の組織も加わり、欠陥車の告発やカラー・テレビの不買運動など、企業と行政に対する社会的対抗力（拮抗力）を強めていった。この時期の運動に、アメリカの消費者運動の影響が大きかったことは、よく知られている。

一方、生活協同組合を中心とする生活物資の共同購入運動も大きく広がり、農家や地場産業と契約した産地直買や、地婦連の「ちふれ化粧品」に代表される無公害商品の普及運動がさかんに行われた（第二期）。

消費者運動が他の住民運動と異なるのは、最初から運動の統一と団

結を重視していることであろう。これは消費者被害が他の公災害とちがって、一つの危害が直ちに全国的に発生し波及するという特色をもち、消費者団体の大同団結なしには、企業側の「隔絶した経済力」に抗しえないからである。こうして、早くも一九五六年、森永ドライミルク事件を契機に、中央では労働団体を含む全国消費者団体連絡会（略称、消団連）が結成された。そして、翌五七年には、初の全国消費者大会を開いて「消費者宣言」を採択している。

以上、一九五〇年代末から七〇年代の初頭にかけて、全国的な消費者運動の流れを概観したが、このあと運動は一九七三、七四年の石油パニックに直面し、狂乱物価と「つくられた物不足」のもとで、新たな試練に直面する。石油業界のヤマカルテル、悪徳商社の買占め、売惜しみという異常な混乱の中で、消費者問題は政治の前面におどり出た。消費者団体は一斉に街頭に進出し、灯油、洗剤、トイレットペーパーなどの緊急放出と価格対策を企業と行政に迫った。こうして、石油危機は国民生活を大混乱におとしいれたが、同時にこの危機はそのあと、経済の長期不況と低成長時代をもたらした。このような新たな状況のなかで、公害をはじめとする各種の住民運動は、一時的後退を余儀なくされたが、消費者運動は逆に新たな高揚と定着の時期を迎えている（第三期）。その意味で消費者運動は、住民運動の現段階をゆく先端的運動の一つといえることができる。

二 消費者運動の発展

啓蒙期の消費者運動

前項では、全国的な消費者運動の流れを三期に分けて概観してきた。すなわち、第一期は「啓蒙期」といわれる高度成長の前期（一九五五～六四年）、第二期は「告発期」といわれる成長後期（一九六五～七三年）、第三期は石油パニックとそれ以後（一九七四年～）である。

第14表 設立年代・性格別消費者団体数

性 格	年 代								計
	戦 前	1945年 ～49年	50年 ～54年	55年 ～59年	60年 ～64年	65年 ～69年	70年 ～74年	75年 ～79年6月	
消費者グループ						6	20	13	39
消費者団体連絡会							3	4	7
婦 人 会		9	4	4	1	1	3	1	23
農 協 婦 人 部		2	2	1		1			6
漁 協 婦 人 部				1					1
生活改善グループ			1		1	2	3		7
栄養改善グループ			1		1		1		3
団地自治会							1		1
母子福祉団体					1				1
労働団体婦人部					1	1			2
母親大会				1					1
新日本婦人の会					1				1
友 の 会	3						1		4
そ の 他					5	3	5	3	16
合 計	3	11	8	7	11	14	37	21	112

神奈川県消費生活課『消費者団体基本調査報告』(1975年)から

この全国的な時期区分を、神奈川県という限られた一地域の運動にそのまま適用するのは異論もあろうが、一応ここではこの区分にしたがって、県内の消費者運動を述べていきたい。ただ地方の運動は、全国・中央の時期区分では律し切れない地域的特殊性があるので、その点あらかじめお断わりしておく。

最初に、神奈川県消費者運動の発展を、運動の担い手である消費者団体の設立過程から見たい。第十四表によると、一九六〇年代の前半までは、団体別では婦人会と農協婦人部が主力をなし、団体数では全体の六割弱を占めている。しかも五〇年代までは、この二団体に限られ、六〇年代前半(昭和三十五～三十九年)になって、ようやく生活改善グループなど五団体が新たに登場する。これらの団体の活動は、労働組合の婦人部や新日本婦人の会をのぞけば、ほとんどが新生活運動と呼んで、農村の虚礼廃止や因襲打破をめざす生活の合理化、近代化が主な内容で、まだ明確な消費者運動としての性格をもっていなかった。もちろん、その中には台所生活の改善と賢い消費者づくりという課題もあったが、全体の課題と運動からいえば、補足的、部分的なものにとど

第3章 「工業化」以後

第15表 横浜市消費者の会の活動

年度	会 の 動 き	年度	会 の 動 き
1969 (昭和44)	2. 結成準備発起人会 11. 結成大会……当会創設 12. 全市的に年末・正月用品価格調査		8. LPGについての行政指導を申入れ 国会請願 米価引上げ反対集会 10. 神奈川県消費者大会 11. " " 神奈川県消費者団体連絡会(県消団連)結成
1970 (45)	3. 新米・古米の調査(うそつき自主流通米を摘発) 4. チクロを追求 7. 水質汚染源としての洗剤を追求 8. 私鉄運賃引上げ反対集会 11. 高物価・公害反対県民大会	1975 (50)	1. 生鮮食品の流通機構調査 7. 米価値上げ反対集会 9. 公共料金値上げ反対, 付加価値税創設反対, 独禁法強化の請願 10. 神奈川県消費者大会 12. 灯油値上げ反対消費者大会 サッカリン追放消費者大会
1971 (46)	6. 牛乳ポリ容器使用反対のため厚生省に抗議文を提出 8. ユリア樹脂容器を問題とするプラスチック食器の問題提起 11. 集成材の表示について要望書を建設省他に提出	1976 (51)	3. サッカリン追放県連絡会結成 神奈川県消費者大会 4. 物価値上げ反対署名活動 7. 電力料金引上げ反対表明 8. ガス料金引上げ反対表明 10. 神奈川県消費者大会
1972 (47)	2. 市バス料金引上げ反対陳情 6. PCB 公害追求 ガス料金引上げ反対を声明	1977 (52)	2~3. 県の消費者行政機構改訂に意見表明 3. サッカリン即時禁止要求集会 7. 物価値上げ反対集会 8. " " 10. 神奈川県消費者大会 11. サッカリン入り食品の収去検査を市に要望 8~10. 「食生活に関する」調査 一般消費税導入阻止に力をつくす, ミニ JAS 発足
1973 (48)	1. 食肉および食肉加工品に対する意識調査 6. 県下消費者団体連絡会 テレフォン・サービスはじまる 8. 神奈川県消費者の会連絡会発足(県消連) 便乗値上げに対抗しボイコット活動を検討	1978 (53)	1. サッカリン追放の意見表明 9. 横浜市消費者団体連絡会(市消団連)結成
1974 (49)	5. 電力料金引上げ撤回申入れ 電力料金引上げ申請取下げを申入れ 6. ガス料金引上げ申請取下げ申入れ 7. LPG使用禁止を県に申入れ 食品添加物の見直しを県・市に申入れ		

年度	会 の 動 き	年度	会 の 動 き
1978 (53)	10. 神奈川県消費者大会 12. プロジェクトチームによる 「一般消費税」研究成果発表 一般消費税新設反対県民のつ どい	1979 (54)	1. 照射食品排除を県・市に申入 れ 神奈川県「一般消費税新設反 対」集会 2. 一般消費税新設反対神奈川県 連絡会結成

横浜市消費者の会『新しい活動の発展を求めて』(1979年) から

まっていた。しかも新生活運動は、事務局の設置から会の運営に至るまで、行政側(国と自治体)の援助と指導をうけ、官製的性格を拭えなかった。

ところが、六〇年代の後半以後になると、それ以前にはなかった「消費者グループ」と名乗る団体が多数設立される。しかも、これらの団体は婦人会その他これまでの団体とちがって、いわゆる消費者運動団体として、消費者運動を専門に推進する新しいタイプの団体である。

この団体は、一九六五(昭和四十)年ごろからはじまる県や市の消費者講座で、リーダーとして養成された主婦たち、あるいは消費生活モニターとして経験を積んだ婦人たちが、有志で組織したものが主な源流をなしている。その代表的なものに、横浜市のモニター経験者たちを中心として、一九六九年に結成された「横浜市消費者の会」がある。この会は設立の当初から、「運動団体であると共に研究団体としての姿勢を崩さず」今日に至っているという。この研究と運動の両面を兼備したところにこの会の特色がある。いまその活動の概要を、年表風に紹介しておく。横浜市消費者の会は、発足までは同市消費経済課の指導と援助を受けたが、発足後は自立した組織として、第十五表に見るような多彩な活動にとりこんでいる。まさに、同会は「賢い消費者」から「考える消費者」へ、さらに「行動する消費者」へのコースをたどった典型的な消費者団体といえるであろう。

発展期の消費者運動——生活学校

消費者グループと並んで、一九六〇年代の後半から登場する県下の主要な消費者団体に、生活学校がある。生活学校は家庭の主婦のグループが、日常